

事務事業チェックシート

事務事業No 事業名
 711 母子家庭等福祉手当事業

[事業基本情報]

事業区分(1)	事業経費	○	管理経費	
	その他			
事業区分(2)	自治事務	○	法定受託事務	
	その他			
会計・予算区分	会計		一般会計	
	款		民生費	
	項		児童福祉費	
	目		児童扶助費	
	大事業		児童扶助事業	
事項		母子家庭等福祉手当事業		

[長期総合計画]

分野別目標	2	個人を尊重し、人々がともに助け合う優しいまち
政策	3	子育て支援の充実
施策	1	子育て支援の充実
基本方針	1	家庭における子育て支援

[まち・ひと・しごと創生総合戦略]

基本目標		
政策		
施策		

事業種別	継続	主な事務事業	
事業期間		～	
事業実施の根拠法令	和歌山市母子家庭等福祉手当支給規則		
関連個別計画			
担当課・担当課長 (Tel)	こども家庭課	赤井 和美	5280
関連課			

「3つの約束・44の約束」との関連性

3つの約束	産業を元気に	まちを元気に	人を元気に	非該当
			○	
44の約束				○

1 事業概要及び実施内容

	事業目的（「誰・何」をどういう状態にする）ための事業か）	事業内容				
事業概要	母または父が障害年金を受給しているか、児童が母または父の受給している障害年金の加算となっているため、児童扶養手当を受給できない世帯に対して児童扶養手当との差額を支給することで、障害をもつひとり親家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。	児童扶養手当と障害年金の子の加算との差額を支給する。 28年4月分から、母又は父の障害年金の加算対象となっている児童が1人の場合は月額23,620円、2人の場合は月額9,910円 4月、8月、12月が支給月。				
実施内容		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		母の障害年金の受給や、児童が父の受給する障害年金の加算対象となっていることにより児童扶養手当を受給できない方に対して標記の手当を支給する。	母の障害年金の受給や、児童が父の受給する障害年金の加算対象となっていることにより児童扶養手当を受給できない方に対して標記の手当を支給する。	母の障害年金の受給や、児童が父の受給する障害年金の加算対象となっていることにより児童扶養手当を受給できない方に対して標記の手当を支給する。	母の障害年金の受給や、児童が父の受給する障害年金の加算対象となっていることにより児童扶養手当を受給できない方に対して標記の手当を支給する。	母の障害年金の受給や、児童が父の受給する障害年金の加算対象となっていることにより児童扶養手当を受給できない方に対して標記の手当を支給する。

2 事業コスト

	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	計画	決算
事業費	1,835	1,667	2,074	1,941	2,267	1,489	1,635		1,635	
伸び率 (%)	-	-	13.0%		9.3%		-27.9%		0.0%	
人件費	常勤職員	931	948	948	1,105	948	1,236	948	948	
	非常勤職員	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	931	948	948	1,105	948	1,236	948	948	
国庫支出金										
県支出金										
市債										
その他										
一般財源(税等)	1,835	1,667	2,074	1,941	2,267	1,489	1,635		1,635	
所要人数	常勤職員	0.13	0.13	0.13	0.15	0.13	0.16	0.13	0.13	
	非常勤職員	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	
主な予算内訳	扶助費 1,635千円									

3 目標及び実績

		指標名及び達成状況			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
活動指標	受給者数	年度目標値			8	8	8	8	
		実績値			8	9	6		
	単位	全体目標値							
		全体目標達成度							
成果指標	支給人数	年度目標値			8	8	8	8	
		実績値			8	9	6		
	単位	全体目標値							
		全体目標達成度							

4 事業の評価

評価基準					
[妥当性]事業のニーズはあるか		増加している		横ばい	○ 減少している
[妥当性]事業手段は妥当か		現行の手段でよい	○	一部見直しが必要	見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か		市が行うべき		他の主体との協働も可能	○ 市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要はあるか		急いで取り組む		中長期的に取り組む	○ 緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか		できる		あまりできない	○ できない
[有効性]成果目標はどの程度達成しているか		達成している(90%以上)		おおむね達成(70~90%未満)	○ 達成していない(70%未満)
[有効性]上位施策への貢献度		重要かつ高い貢献度がある		一定の貢献度がある	貢献度は低い
[効率性]事業費を抑制できるか		できない	○	制約はあるが可能性はある	できる
[効率性]受益者負担の見直し		適正	○	負担は求められない	見直しが必要

5 今後の方向性 (担当課評価)

事業内容の方向性	充実				
	現状維持				
	縮小		○		
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	子加算の年金法が改正され、現在年金を受けられている方も子どもの加算が付くようになり、児童扶養手当との差額が少なくなった。また所得制限も厳しいため、受給者も自然に減少する傾向にある。
「見直し」 「改善」案	制度の周知に努める。